

健全化判断比率等（令和2年度）

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等を算定しましたので、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定より公表します。

財政健全化判断比率は次のとおりです。

長瀬町の令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも早期に健全化を図ることとされている基準（早期健全化基準）を下回っています。また、資金不足比率は、公営企業会計がないため該当ありません。

令和2年度比率は、いずれも早期健全化基準を下回り「健全段階」にあります。が、今後も厳しい財政状況が続く事が予想されますので、引き続き財政の健全化のための取り組みに努めてまいります。

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	12.7 (25.0)	62.5 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はないため「—」を記載しています。
- 2 長瀬町の早期健全化基準を括弧内に記載しています。